農業委員会制度の改正について

農業委員会等に関する法律の一部が9月4日に改正されました。これにより北上市農業委員会の体制が平成28年4月1日から変わります。

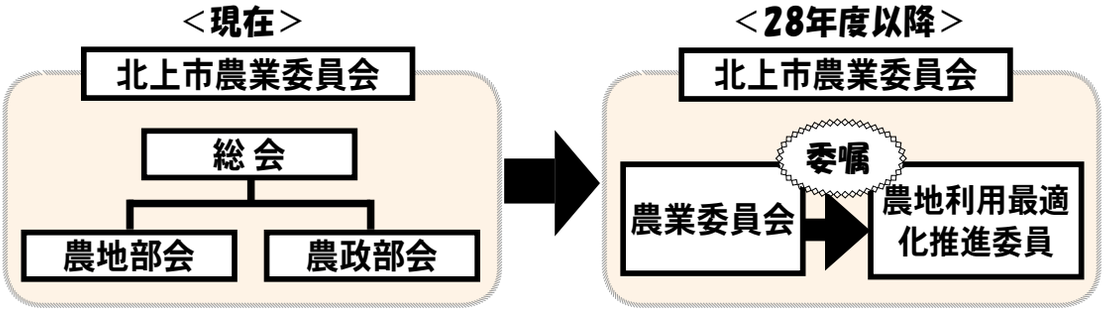

＜改正のポイント＞

(1) 農地利用の最適化の推進を強化します

農業委員会では許認可だけでなく、農地利用最適化の推進が義務業務として位置づけられました。新たに現場活動を行う農地利用最適化推進委員が設置されます。

※農地利用最適化とは

担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などを行うことです。

(2) 農業委員の選出方法が変わります

農業委員の選出方法は、選挙による選出から市長が議会の同意を得て任命する方法に変更になります。任命にあたっての条件は次のとおりです。

・農業委員の過半数は認定農業者であること
・利害関係を有しない者を含むこと
・年齢、性別などに著しい片寄りが生じないように配慮すること

※認定農業者とは

市から農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者、農業生産法人のことです。

(3)「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見提出が責務になります

今回の法改正により、農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について、具体的な意見を関係行政機関などに提出しなければならないこととなりました。

(4) 農業委員会活動の「見える化」をさらに進めます

今回の法改正により、農地等の利用の最適化の推進など農業委員会活動をインターネットなどで公表することが義務付けられます。

※農業委員、農地利用最適化推進委員の募集についての詳細は6ページをご覧ください。

平成28年度北上市農林業施策に関する提言書提出

市農業委員会は10月9日、農林業施策に関する提言書を市長に提出しました。この提言書は、9月に開催された農業委員会総会で決定したものです。提言内容は次のとおりです。

■農業所得の向上策について
■集落営農と担い手のための育成支援について
■耕作放棄地の解消策について
■地域特性を活かした北上農業について
■食農教育と地産地消について
■農業委員会等に関する法律の改正の対応について
■「(仮称)北上市農業者支援センター(中間支援組織)」の充実について

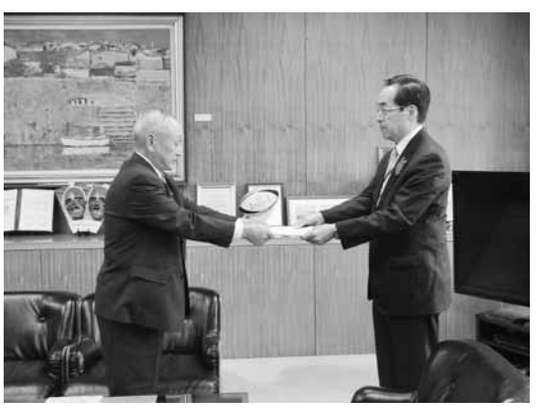
市長に提言書を渡す髙橋善郎会長

食育・食農体験活動

農業委員会は、昨年に引き続き食育・食農体験を口内町大小池果樹園で開催しました。農作業体験に市内の小学生親子９組27人が参加し、２種類の作業を体験しました。１回目（６月）は、小さな実を付けた多くのリンゴの果実の中から１個だけ残して摘み取る「摘果作業」を行い、２回目（10月）は、摘果を行ったリンゴを収穫。子どもたちは、完熟したリンゴを前に目を輝かせ、丁寧にもぎ取り、手に持ったかごをいっぱいにしていました。

収穫の後、口内地区交流センターに移動し、昼食交流会として芋の子汁とリンゴをみんなで食べました。参加した子どもたちに感想を聞くと「摘果・収穫作業はどちらも初めてだったので楽しかったです」と答えてくれ、こともこのような食育・食農体験活動を実施することができて良かったと思いました。

（農業委員　藤田　豊）

はしごに登りリンゴを収穫する小学生

「飛躍する北上農業」をテーマに第25回きたかみ農業フォーラム開催

第25回きたかみ農業フォーラムは11月29日、「飛躍する北上農業」をテーマに日本現代詩歌文学館で行われました。「夢と希望に満ちた北上農業を目指して」のタイトルを掲げ農家の皆さんや消費者・農業団体関係者など約２００人が参加。髙橋善郎会長のあいさつの後、農業者表彰が行われ、農業経営の内容や技術が優れ、地域農業の振興発展に尽力した和賀町山口の小田嶋順一さん（61歳）、和賀町岩崎新田の髙橋雄孝さん（59歳）の２人に賞状と記念品が贈られました。また、農業委員会協力員として長年にわたり業務の遂行に貢献した佐藤政雄さん（79歳）、故齋藤績さん（享年92歳）、佐藤繁治さん（74歳）、故千田喜美子さん（享年60歳）の４人に感謝状が贈られました。

農業委員会活動報告では、きたかみ農業フォーラムが25周年を迎えたことを記念してそのあゆみを振り返り、また、来年度から新しい体制となる農業委員会の概要説明が行われました。

その後、落語家の林家うん平師匠を講師に迎え、「『うん平のそれ行け！アグリ』～元気な農産物で元気な日本をつくろう～」と題し基調講演を行いました。テレビ番組のレポートなどで全国の農村を訪れた経験談をユーモアを交えながら話した後、落語「長短」を披露していただきました。

会場は終始笑い声であふれ、和やかな雰囲気でフォーラムは幕を閉じました。

（農業委員　伊藤　義明）

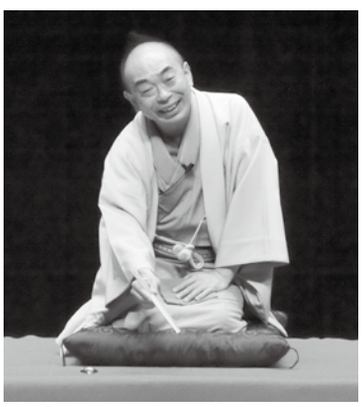

落語「長短」を披露する林家うん平師匠

■審議データ

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

上段　審議件数　下段　面積(㎡)

農地法	９月	10月	11月
３条	2	3	5
	37,039	18,279	6,997
４条	0	0	0
	0	0	0
５条	12	6	10
	7,340	33,627	9,100
適用外証明	3	2	5
	1,474	676	1,423
農用地利用集積計画	2	103	150
	4,159	759,199	1,506,686

◎農地法３条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合
◎農地法４条…自己所有農地を転用する場合
◎農地法５条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合
◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合
◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合

農業者表彰　おめでとうございます

髙橋 雄孝さん
(59歳・
和賀町岩崎新田)

小田嶋 順一さん
(61歳・和賀町山口)